

# 令和6年度 王寺町第3期国民健康保険データヘルス計画に基づく 保健事業委託業務仕様書

## 1. 業務の名称

令和6年度 王寺町第3期国民健康保険データヘルス計画に基づく保健事業委託業務（以下「業務」という。）

## 2. 業務委託の目的

王寺町（以下「発注者」という。）の国民健康保険における詳細な現状と問題点を把握するため、医科と調剤のレセプトをデータ化し、特定健診データを突合させ、詳細な医療費や疾病状況を把握する。また、このデータベースを活用し、特定健診未受診者対策、健診異常値放置者受診勧奨事業を行うことにより、被保険者の健康維持増進、医療費適正化を実現することを目的に業務を委託するもの。

## 3. 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

## 4. 業務内容

「10. 提供データ」に定めるデータ等（以下、「レセプト等データ」という。）を用いて、医療費分析資料を作成し、保健事業として、特定健診未受診者への特定健診受診勧奨対策、特定健診異常値放置者への医療機関受診勧奨対策を行うこと。

## 5. 業務の詳細

### I 精度の高いデータベースの作成

受注者は、発注者より提供されたレセプト等データを活用して、次の条件をすべて満たした精度の高い診療データベース（以下、「データベース」という。）を構築する。

ア 傷病名や薬剤(禁忌情報を含めた薬剤データベース)、及び診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制を受注者の事業所内に構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。

イ 受注者は、最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。

ウ マスタ情報は、豊富な使用実績をもっており、また、マスタ性能に関しては、第三者により定量的に評価されていること。

エ レセプトに記載されたすべての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を正しく結び付け、レセプトに複数の傷病名が存在する場合は、傷病名毎の医療費の算出が可能な精度の高いデータベースとすること。また、実際には治療されていない傷病名に医療費が集計されることのないようにすること。

オ レセプトに記載されている未コード化傷病名をコード化し、傷病名数全体に対する未コード化傷病名の割合を5%未満とすること。

カ データベース構築に係る技術は、自社開発等で特許取得しているなど、技術証明ができるものとし、データベース構築に係る技術は品質が明確に裏付けられており、かつ、具体的に説明のできるものであることとし、第三者の権利を侵害しない、また侵害する恐れのない方法によるものとし、本業務が途中で停滞することがないように細心の注意を払うこととする。

キ データベースが仕様書に準拠して構築されているか検証することを目的として、構築したデータベースの内容について本町が開示を求めた場合に、受注者は提供できるよう努めること。

## II 医療費分析資料の作成

### ア 疾病別医療費統計

厚生労働省が定める疾病分類表「大分類・中分類（121分類）」ごとの医療費・レセプト件数・患者数の統計資料を作成し、医療費の全体像と疾患構成を明確にする。

### イ 高額なレセプトの疾病傾向分析

医療費が高額化している疾病のうち、予防可能な疾病を特定するため、高額なレセプトに着目し要因となる主要疾病を分析すること。

### ウ ジェネリック医薬品使用率（使用割合）【金額ベース・数量ベース】

分析対象期間の月ごとの普及率を金額ベースおよび数量ベースで算出すること。

### エ ジェネリック医薬品への切り替え

分析対象期間の処方状況から、ジェネリック医薬品へ切り替え可能な金額・数量・患者数を算出すること。また、がん・精神疾患・短期処方を除いた場合の切り替えポテンシャルも算出すること。

### オ 人工透析患者および糖尿病患者に関する分析

人工透析患者については、血液透析だけではなく、腹膜透析も含めた分析による医療費、人数を算出すること。また、糖尿病患者については、腎症の悪化等重症化を阻止・遅延させることを目的とし、糖尿病の病期階層化を行い、保健指導をすることにより効果が期待できる対象者数を算出すること。また、糖尿病の病期階層化については、単に健診結果の数値だけでなく、レセプトの傷病名や診療行為・投薬の状況から階層化すること。

### カ 多受診患者に関する分析

重複受診、頻回受診、重複服薬の患者について、その要因となる疾病や薬剤、患者数を分析すること。また、実際に受診行動適正化を促すため、患者の個々の状態（分析期間における診療履歴）を考慮し、適切な保健指導対象者数を算出すること。

### キ COPD（慢性閉塞性肺疾患）患者に関する分析

COPD患者の人数、投薬治療の有無、医療費、併存疾患等の分析を行うこと。

また、スパイロメータ（呼吸機能を検査するための医療機器）によるCOPD検査の実績がある医療機関数等も分析すること。

### ク 特定健診データ及びレセプトによる受診勧奨対象者における分析

特定健診データとレセプトデータを組み合わせ、特定健診データの有無や異常値の有無、異常値に対する疾病での医療機関受診の有無、生活習慣病にかかるレセプトの有無を判定し、被保険者のグループ化を行い分析すること。またそれぞれのグループの人数を算出すること。

## III 特定健診未受診者対策

### (1) 特定健診受診勧奨候補者リストの作成

前項5.(1)のデータベースを用いて、特定健診対象者の個人の背景に合わせたセグメント化や必要情報の一覧化等、運用しやすい特定健診受診勧奨候補者リストを作成すること。

#### ア 対象者の除外

受診勧奨対象者として適切でない対象者（がん、精神疾患、難病、認知症、及び人工透析等）は、受注者にて除外するものとする。

#### イ 特定健診対象者のセグメント化

特定健診対象者を、生活習慣病の投薬歴の有無で分け、ありの場合は通院先の医療機関の個別健診実施の有無、なしの場合は過去3年の特定健診受診状況等を判断し、セグメント別にグループ分けすること。なお、生活習慣病は糖尿病、高血圧症、脂質異常症の3疾病とし、グループ分けの詳細は以下のとおりとする。

対象者	年齢	直近1年生活習慣病投薬歴	通院先の個別健診実施の有無	過去3年間特定健診受診状況	セグメント
特定健診対象者	41歳～74歳	あり	あり	→	①生活習慣病治療歴あり (個別健診対応機関)
			なし	→	②生活習慣病治療歴あり (個別健診未対応機関)
		なし	→	毎年受診	③生活習慣病治療歴なし 特定健診毎年受診
			→	不定期受診	④生活習慣病治療歴なし 特定健診不定期受診
			→	未受診	⑤生活習慣病治療歴なし 特定健診未受診
	新規40歳	→	→	→	⑥新規40歳の健診対象者

#### ウ 必要情報

候補者リストに掲載する必要情報は以下のとおりとする。

- ・個人情報部分（記号・番号・氏名・カナ氏名・性別・生年月日・郵便番号・住所・個人番号等）
- ・個別健診対応機関への受診の有無及び当該医療機関名
- ・個別健診対応機関における検査受診状況
- ・過年度における健診受診状況

#### (2) 特定健診受診勧奨対象者の特定

発注者は、前項(1)の候補者リストに基づき、受診勧奨に適さない対象者を追加で除外し、最終的に決定した受診勧奨対象者リストを受注者に提供する。

#### (3) 通知書による受診勧奨

##### ア 予定数量

通知は2回実施し、合わせて4,000通を上限とする

##### イ 実施時期

1回目 令和6年11月末予定

2回目 令和7年1月末予定

##### ウ 通知書の内容

通知書の内容は、前述(1)の各セグメントに応じた内容とし、マーケティングや行動科学、行動経済学等の根拠に基づいた手法を用いることとする。

なお、セグメント①については、当該対象者が通院する医療機関が個別健診対応機関である旨、及び当該医療機関名を記載する等し、個別健診の受診率向上に資する内容とすること。尚、セグメントを分けた通知は1回目とし、2回目の通知（令和7年1月末）は、令和6年度の受診がまだ確認されていない人を抽出し通知する。

## エ 通知書の様式

各セグメントにおける通知書の様式は以下のとおりとする。

- ・セグメント①②③④⑤⑥

A 4 圧着 (A 3 横サイズの見開きを A 4 サイズに折り込み圧着)、カラー印刷

- ・2回目通知

A 6 圧着 (A 5 横サイズの見開きをはがきサイズに折り込み圧着)、カラー印刷

## オ 通知書の宛名印字

受診勧奨対象者の郵便番号、宛先、宛名は、10. 提供データの情報を基に受注者が差込印刷するものとする。ただし、発注者にて外字フォントファイルの提供が難しい場合は、氏名はカナ氏名を記載する等、受注者と協議のうえ決定するものとする。

## カ 通知書の校正

受注者は、通知書のデザイン案を発注者に提供し、発注者は、校正の確認を行う。なお、校正は最大3回とし、受注者は発注者の要望による修正を行うものとする。

## キ 通知書の発送

受注者より被保険者へ発送する。

## ク 通知書(副)納品

受注者は、通知書発送後速やかに、発注者に対し対象者に送付した通知書(副)を納品する。

## (4) 特定健診受診勧奨事業

- (3) 通知後、通知の発送月(令和6年1月含む)から令和6年12月末までを測定期間とした効果測定を行う。

## IV 健診異常値放置者受診勧奨事業

- (1) 前述5. Iのデータベースを用いて、受注者は、特定健康診査の受診後、その結果に異常値があるにもかかわらず、医療機関受診が確認できない被保険者を健診異常値放置者通知対象者として選定し、医療機関受診勧奨通知を通知対象者へ発送する。
- (2) 選定にあたっては発注者・受注者の両方で協議の上決定し、決定した通知対象者に対し受注者が通知をする。
- (3) 通知後、通知の発送月(令和6年1月含む)から令和6年12月末までを測定期間とした効果測定を行う。

## 6. 成果物

次のものを成果品として提出すること。

- (1) 医療費分析資料
- (2) 特定健診受診勧奨候補者リスト(電子データ(Excel形式))
- (3) 特定健診受診勧奨通知者リスト(電子データ(Excel形式))
- (4) 特定健診受診勧奨通知書サンプルデータ
- (5) 健診異常値放置者受診勧奨候補者リスト(電子データ(Excel形式))
- (6) 健診異常値放置者受診勧奨通知者リスト(電子データ(Excel形式))
- (7) 健診異常値放置者受診勧奨通知書サンプルデータ
- (8) 特定健診未受診者受診勧奨事業の効果測定
- (9) 健診異常値放置者受診勧奨事業の効果測定

## 7. セキュリティ体制

データベースの作成を行う作業場のセキュリティ対策については以下の通りであること。

### (1) 作業場の分割

データ入力を行う場所、リストアップを行う場所等、作業を行う場所を分けて管理すること。

### (2) 入退管理の徹底

各作業場への入室には、指紋認証等の入室制限を行い、予め登録している者だけが作業できること。

### (3) データ持ち出しの禁止

私物の持ち込みを禁止するとともに、USB端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。

### (4) データ保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

### (5) データの提供方法

データの提供方法は、原則LGWAN-ASPファイル転送サービスを通じて提供するものとする。

## 8. 委託業者の条件

(1) 本事業と同様の業務の受注実績が5件以上あること。

(2) プライバシーマーク付与事業者であり、かつレセプト等データを取り扱う事業所、部署または施設が情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) を取得していること。

## 9. その他

(1) 受注者は、業務の全部を一括して、または本仕様書における業務の主たる部分を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、第三者が行っても差し支えないと本町が認めた業務で、あらかじめ本町の承諾を得た場合はその限りではない。なお、前項「8.委託業者の条件」は契約主体者がすべて満たすものとする。

(2) 本業務の遂行にあたっては、本町と随時連絡をとり、必要な場合に打ち合わせを行うものとする。本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、協議のうえ決定する。

## 10. 提供データ

### (1) レセプトデータ

令和5年4月診療分～令和6年3月診療分（12か月分）

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

- ・医科 . . . 「21\_RECODEINFO\_MED.CSV」
- ・DPC . . . 「22\_RECODEINFO\_DPC.CSV」
- ・調剤 . . . 「24\_RECODEINFO\_PHA.CSV」

### (2) 健康診査データ

令和3年度～令和5年度分（3か年度分）

- ・健康診査受診者CSVファイル . . . 「FKAC131」

- ・健康診査結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル . . . 「FKAC163」
- ・健康診査結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル . . . 「FKAC164」

(3) 被保険者データ

市町村事務処理標準システム 被保険者資格データ . . . 「EUC個人資格情報ファイル」

1 1. その他

- (1) 発注者は、発注者を経由して行う業務内容に関し、必要な材料の一部の無償提供を含め、受託者の円滑な委託業務の遂行に必要な協力を行うものとする。
- (2) 発注者の要望により、本仕様書に明示されていない業務については、別途見積による有償対応とする。

以上